

委託契約における特命随意契約の結果について

| 案件名称                                      | 契約日      | 契約の相手方      | 契約金額（円）      | 随意契約理由<br>（根拠法令）   | 担当部署<br>（問合せ先）                   |
|---|----------|-------------|--------------|--|----------------------------------|
| 選挙人名簿管理システム<br>【期日前・在外・当日投票サブユニット】標準化対応業務 | R6. 4. 1 | 株式会社ムサシ大阪支店 | 15, 070, 000 | 神戸市では、デジタル庁の策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、対象業務に係るシステム標準化を進めているところであり、本業務は、選挙管理システムのうち、「期日前・不在者投票管理システム」「在外選挙管理システム」「当日投票管理システム」（以下、「期日前・不在者投票管理システム等」という）にかかる標準化対応を行うものである。<br>システム標準化は、上記方針に基づき、令和7年度末までという限られた時間の中で全国一斉に行う事業であり、全国的にシステム開発事業者のリソースが不足している。本市の選挙管理システムについても、「富士通Japan株式会社」、「株式会社日立システムズ」等、現行システム以外の事業者にも複数聞き取りを行ったが、いずれも「提案不可」との回答であった。<br>一方、株式会社ムサシ大阪支店は、「NEC・ムサシ神戸市選挙人名簿管理システム環境構築業務共同企業体」及び「NEC・ムサシ神戸市新選挙管理システム運用・保守特定調達業務共同企業体」の構成員として、神戸市選挙管理システムのうち、主として、期日前・不在者投票管理システム等を構築及び運用・保守を行ってきた者であり、この度の標準化は、令和7年度の複数選挙を現行システムで実施しながら、現行システムのバージョンアップにより行うものであるため、業務に支障をきたすことなく、確実に履行されることが期待できる。<br>よって、本業務の契約の相手方は、株式会社ムサシ大阪支店以外にないと言える。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） | 選挙管理委員会事務局<br>（TEL：078-322-5816） |
| 選挙管理システム【選挙人名簿管理システム】運用保守業務               | R6. 4. 1 | 日本電気株式会社    | 4, 356, 000  | 日本電気株式会社は、「選挙人名簿管理システム」の構築事業者であり、パッケージソフトウェアの製作元でもある。運用保守業務を行うにあたっては、プログラム仕様についての高度な理解度を有していることが必須要件であり、これを満たす者は日本電気株式会社以外にない。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）   | 選挙管理委員会事務局<br>（TEL：078-322-5816） |

委託契約における特命随意契約の結果について

|                     |                 |                    |                   |   |   |
|---------------------|-----------------|--------------------|-------------------|---|---|
| <p>当日投票システム導入業務</p> | <p>R6. 4. 9</p> | <p>株式会社ムサシ大阪支店</p> | <p>19,580,000</p> | <p>当日投票システムは、要件上、選挙人名簿に掲載されている者のうち、期日前投票済または不在者投票済である者の情報を反映しなければならないため、「期日前・不在者投票管理システム」との連携が不可欠である。<br/>                 現在、神戸市では、「期日前・不在者投票管理システム」として、株式会社ムサシ大阪支店のパッケージソフトウェアを利用しており、当日投票システムも、同社のパッケージソフトウェアでなければ、確実な連携ができない。<br/>                 よって、本業務の契約の相手方は、株式会社ムサシ大阪支店以外にないと言える。<br/>                 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）。</p> | <p>選挙管理委員会事務局<br/>                 (TEL : 078-322-5816)</p> |
|---------------------|-----------------|--------------------|-------------------|---|---|